

令和元年6月21日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

令和元年6月21日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

志賀勝利 委員長

阿部眞喜 副委員長

菅原善幸 委員

志子田吉晃 委員

伊藤博章 委員

伊勢由典 委員

出席議長団（1名）

香取嗣雄 議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
産業環境部長	佐藤俊幸	建設部長兼土木課長	佐藤達也
水道部長	大友伸一	水道部次長兼業務課長	並木新司
産業環境部水産振興課長	草野弘一	産業環境部商工港湾課長	高橋数馬
産業環境部観光交流課長	吉岡一浩	建設部下水道課長	関陽一
水道部工務課長	佐藤寛之		

事務局出席職員氏名

事務局長	武田光由	事務局次長兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	平山竜太	議事調査係主査	工藤貴裕

会議に付した事件

議案第 4 1 号 塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例

議案第 4 2 号 塩竈市森林環境整備基本条例

議案第 4 6 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 4 7 号 令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4 9 号 令和元年度塩竈市水道事業会計補正予算

議案第 5 7 号 調停の成立について

午前10時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第41号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」、議案第42号「塩竈市森林環境整備基金条例」、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第47号「令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、議案第49号「令和元年度塩竈市水道事業会計補正予算」、議案第57号「調停の成立について」及び「所管事務調査について」の7件であります。

これより議事に入ります。

議案第41号及び第42号、第46号及び第47号、第49号、第57号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 改めましておはようございます。産業建設常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。議案第41号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」など計6件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 それでは、商工港湾課所管の議案第41号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。資料番号5の定例会議案の14ページ、また、資料番号11、市議会定例会議案資料の26ページから30ページが該当となりますが、主に資料番号11の議案資料でご説明をさせていただきます。

それでは、資料番号11の議案資料の29ページをごらんください。

まず、概要ですが、現在、海岸通1番2番地区市街地再開発組合の施行による震災復興市街地再開発事業で工事が進められております駐車場等の供用開始に向けまして、利用料金等を定めるための条例改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、まず1つ目が（1）としまして、新たに取得する駐車場の名

称を「塩竈中央公共駐車場」といたしまして、駐車場の位置を海岸通1番10号とする項目を追加するものでございます。

2つ目といたしまして、(2)になります。利用料金等を追加するものですが、①新たに取得する塩竈中央公共駐車場の料金体系を追加するものでございまして、1つ目が時間貸し料金といたしまして、枠内にあります一般料金を設定いたしまして、追加するものです。昼間の午前7時から午後8時までにつきましては、30分までごとに100円といたしまして、700円を上限とするということとしております。夜間の午後8時から翌日午前7時までにつきましては、1時間までごとに100円とし、500円を上限とするということとしております。また、定期料金ですが、1カ月当たり1万円と設定をさせていただいております。次に、②既存の2つの駐車場につきまして、既に実施しております夜間最大500円の料金を条例に明記するというようにしております。

3つ目が(3)指定管理者が利用料金制による管理をするための条項を追加するというようにしてございます。

3の塩竈中央公共駐車場の駐車台数ですが、一般時間貸として55台とし、壺番館庁舎来庁者を含む台数としております。また、住宅棟、いわゆるマンション入居者等の月極駐車場ですが、63台といたしまして、合計118台ということの駐車場となっております。

続きまして、次ページ目、30ページをお開きください。

4には、先ほどの料金設定及び駐車台数をもとにいたしました、直営の場合の年間の収支計画を記載しております。駐車場棟の取得財源として地方債を活用することから、収支計画を地方債の償還が平準化されます元金償還開始年度の令和7年度以降について記載をしております。

収入の一般時間貸し料金につきましては793万2,000円ということで、周辺の駐車場の利用状況や今後、立地する商業施設等の利用を見込み、料金収入を算出したところでございます。平日1時間駐車39台が2.7回転するというものと、休日1.5時間駐車55台で1.4回転とする計算としております。

また、2段目になります、月極になりますが、756万円ということで、再開発、住宅棟の戸数63戸をもとに、月1万円の12カ月とし、算出いたしました。

続きまして、1段飛ばしまして、行政負担、壺番館庁舎窓口来庁者等につきましては742万4,000円としてございまして、備考に記載のありますとおり、壺番館庁舎窓口を1時間、図書館、

子育て施設を3時間まで無料といたしまして、算定をいたしたところでございます。こちらにつきましては、旧公共駐車場跡地を壱番館南駐車場としていたときの駐車台数等から算出したものでございまして、壱番館庁舎等の来庁者が駐車料金を支払った場合に想定される金額を記載したものでございまして、実際には、料金を徴収しないということから、行政負担としての「みなし収入」というものを記載したものでございます。

これらを合計いたしますと、②になります。2,291万6,000円の収入ということになります。

続きまして、支出の部でございますけれども、需用費95万3,000円、委託料683万5,000円につきましては、旧公共駐車場を参考にした金額としております。

その次の段の、海岸通1番地区共用管理負担金124万3,000円につきましては、1番地区全体の清掃等の共用管理費の駐車場棟分の負担金となります。その下の地方債償還金につきましては、元金据置期間終了後の令和7年度以降の元利分の778万5,000円となりまして、支出合計が1,681万6,000円というふうになります。

収支差は610万円、「みなし収入」を含めまして、610万円となる試算としてございます。

また、その下にあります行政負担を除いた収支差というものは、素の状態での収支差ということになりますが、実際に収入される予定の収入のうちの①1,549万2,000円から③の実際の支出1,681万6,000円を差し引いたマイナス132万4,000円、こちらが壱番館庁舎窓口来庁者等を無料措置にすることの、実際に行政側が負担すべき額と捉えております。

続きまして、5の施行日ですが、規則で定める日、供用開始の日としておりまして、指定管理のための準備行為が公布日としております。

説明は以上となります。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 それでは、私からは、産業建設常任委員会に付託されました各号議案のうち、水産振興課所管の2議案、議案第42号「塩竈市森林環境整備基金条例」と議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」について説明申し上げたいと思います。用います資料につきましては、資料No.5の定例会議案とNo.9の予算説明書、No.11の議案資料、この3点を使いたいと思います。

初めに、議案第42号「塩竈市森林環境整備基金条例」についてご説明をいたしますので、まず初めに、資料No.11の議案資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の概要につきましては、平成31年度税制改正において、県、市町村に交付されます

森林環境譲与税が創設されたことを受けまして、本譲与税を計画的かつ効率的に活用することを目的としました基金を設立するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次に、2の森林環境税及び森林環境譲与税の概要でございますが、(1)の目的は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、市町村が実施する森林整備やその促進に必要となる財源を安定的に確保する観点から創設されたものであります。

次の(2)の創設された税の区分でございますが、1つは森林環境税、開始時期は令和6年度となります。特徴点につきましては、表に記載のとおり、①として国内に住所を有する個人に対して課税される国税であるということ、②税額は年間1,000円を個人住民税の均等割に加算することとなります。また、③としまして、市町村は、都道府県を經由して、国の譲与税特別会計に払い込むということになります。

これに合わせまして、もう一つ創設された税は、この表の中段以降の森林環境譲与税になります。こちらは、税源となります森林環境税の課税開始が令和6年度であります。それを待たずして、令和元年度より、本年度より交付されることとなります。こちらにつきましても、特徴点につきましては、表記載のとおり、①先ほど説明いたしました森林環境税を財源としまして、市町村の人口、私有林の人工林面積、それに林業就業者数をもとに配分されることとなります。②譲与税は、国全体で令和元年に200億円が交付されます。次年度から段階的に増額となりまして、最終的に令和15年以降は600億円台となることとございます。③森林環境税の課税が開始されます令和5年度までの5カ年間の財源は、譲与税特別会計より所要額を借り入れまして、いわば、前借りする形で市町村へ交付し、令和6年度以降の税收で償還するというスキームになります。また、④譲与税の用途ですが、こちらは法の規定によりまして、木材の利用促進や普及啓発等を含めました森林整備事業、担い手育成事業等に限定されており、あわせまして、⑤インターネット等での公表が義務づけられているところでございます。

3の条例の概要であります。新設いたします基金条例にて、基金の設定目的や管理、あるいは運用収益の処理、処分を規定するものであり、施行日については、公布の日とするものでございます。

条例案について説明いたしますので、恐れ入りますが、資料No.5「令和元年第2回塩竈市議会定例会議案」の17ページをごらんいただきたいと思います。こちらの17ページが、新たに設置いたします塩竈市森林環境整備基金条例案となります。

まず、第1条になりますが、こちらは、基金の設置目的を森林の整備及びその促進に必要な財源に充てるためとしまして、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして、設置するものでございます。

第2条以降につきましては、基金の積み立てや管理、繰替運用、あるいは基金の運用収益の処理などについて規定するものでありまして、条例の施行は、附則にありますとおり、公布の日からとするものでございます。

条例についての説明は以上になります。

続きまして、議案第46号の一般会計補正予算についてご説明申し上げたいと思いますので、資料No.9を委員の皆様にはごらんいただきたいと思います。資料No.9の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、こちらの3ページ、4ページですが、先ほどご説明しました森林環境整備基金の設置に伴います予算措置となりまして、ページの左側上段、第2款地方譲与税第4項森林環境譲与税第1目森林環境譲与税に1,000円を補正するものであります。これは、今年度から交付されます森林環境税の交付額が、現時点で未確定ということも踏まえまして、当該制度の創出に合わせました受け入れ体制として、新たな歳入科目を設定するものでございます。

次に、同じ資料No.9の7ページ、8ページを恐れ入りますがごらんください。

こちらは歳出側の補正になります。第2款総務費第1項総務管理費第22目森林環境整備基金費としまして、第25節積立金に森林環境整備基金積立金として1,000円を補正するものであります。こちら森林環境譲与税の創設に伴い、造成いたします基金への積み立てとなりますが、今期定例会におきましては、歳入に合わせて、歳出側についても新規の科目設定のみを行うというものでございます。

なお、今後、森林環境譲与税の交付額が確定いたしました暁には、さらに譲与税を活用する事業等も構築し、合わせまして、改めて補正予算等の審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、同じ資料No.9の13ページ、14ページをごらんください。

第6款農林水産業費第2項水産業費第6目復興交付金事業費のページ右側です。第15節工場請負費に、内訳にありますとおり、魚市場周辺案内サイン整備事業として756万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、こちらに充てられます歳入についてご説明申し上げますので、同じ資料No.9の

5ページ、6ページにお戻りいただきたいと思います。

このページの中の第18款になります。第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金としまして、右側説明欄にありますとおり、魚市場周辺案内サイン整備事業として605万円を繰り入れ、財源とするものでございます。こちらは、歳出額の総事業費の80%となります。また、残りの20%につきましては、同じ資料No.9の3ページ、4ページ、1つ前に行っていただきまして、こちらの第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税、右側にあります震災復興特別交付税1,291万5,000円のうち、本事業には151万4,000円を充当するものでございます。

それでは、事業の詳細について、ご説明申し上げますので、今度は、資料No.11、議案資料の84ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の事業概要ですが、平成29年10月に新魚市場が完成し、観光客を含めた来場者が増加している状況の中で、市民や観光客が快適に魚市場周辺を回遊できる環境の整備を図るため、魚市場周辺の案内サインを整備するものでございます。2の整備内容につきましては、(1)になります、総合案内板、こちらを魚市場と水産物仲卸市場の出入り口付近に2カ所、それぞれ設置するものでございます。また、あわせまして(2)にありますとおり、魚市場と仲卸市場の動線となります歩道上に四、五メートル間隔で、マグロの魚影などを模した貼付式区画線を整備するものでございます。

ページ中央、3の整備箇所図をごらんください。まず、お話し申し上げましたように、仲卸市場と魚市場の入り口付近に利用施設へのルート、あるいは周辺の地図を配置した案内板をそれぞれ設置します。これは、JRの各駅や本町地区にありますものと整合をとったようなデザインとする予定で考えてございます。また、図面の中にあります、この赤く色塗りしたところ、約500メートルになりますが、こちらの歩道区間にマグロの魚影を区画線で描きまして、家族連れ、あるいは観光客といった皆さんが、そのマグロの群れに導かれて、利用施設を行き来できるようなサインを設置するものでございます。ちなみに、図面左側の写真です。こちらは、イメージとしまして試験的に、おさかなミュージアムの廊下に配しておりますマグロの魚影をモチーフに型紙を配置してみたものです。実際には、そのデザイン、あるいはレイアウト等についても、その施設を訪れる皆様に喜んでいただけるように工夫してまいりたいと考えてございます。

4の事業費及び財源内訳につきましては、先ほど補正予算の中で説明しましたように総事業

費756万4,000円、財源内訳としまして、その80%の605万円につきましては、東日本大震災復興交付金の繰入金を充当しまして、残り20%の151万4,000円につきましては、震災復興特別交付税を充当する予定としてございます。

最後に、今後の予定であります、予算をお認めいただいた後には、早速、来月にでも契約手続を行いまして、9月までには整備工事が進行できるよう努めてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○志賀委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 観光交流課からは、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、観光交流課が所管いたします観光物産振興費についてご説明いたします。

説明の都合上、歳出予算から説明いたします。恐れ入ります、資料No.9「令和元年度一般会計補正予算説明書」の15ページ、16ページをお開き願います。

第7款商工費第1項商工費第5目観光物産費に補正額181万5,000円、事業内訳の欄に観光物産振興費として計上しております。また、財源といたしましては、宮城県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の内示をいただいたことから、財源内訳の欄に記載しておりますとおり、県支出金といたしまして148万5,000円の増額と一般財源33万円の増額を計上しております。

続きまして、事業内容をご説明いたしますので、恐れ入ります、資料No.11、議案資料の99ページをお開き願います。

1の事業概要でございます。浦戸地区におきましては、昨年、遊歩道の整備が完了し、また、今月9日には「みちのく潮風トレイル」も浦戸地区を通りながら、全線開通するなど、島内散策客を受け入れる態勢が整いつつあります。浦戸のすぐれた景観を堪能できるよう美しい海岸環境保全を図るものでございます。

2の事業内容でございます。浦戸地区の海岸へ漂着いたします、ごみの回収処理、または、ごみの発生等を防ぎますためにポスターなどをつくりまして、啓発活動などを行うという内容になっております。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費181万5,000円のうち、財源といたしましては、先ほど申し上げました宮城県の市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金、これにつきましては、補助率10分の9となっておりますが、事業費181万5,000円の消費税分を除いた補助対象経費165万円の10分の9に当たります148万5,000円が県支出金として、残り33万円

を一般財源とするものでございます。

4の今後の予定といたしましては、補正予算をお認めいただきましたら早速、漂着物の回収作業、啓発ポスターの作成などに取りかかりたいと考えております。

恐れ入ります、続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、資料No.9の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

第15款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金第3節環境衛生費補助金に市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金148万5,000円、ちょうど資料の中ほどになるかと思えます。こちらに148万5,000円を計上しております。

以上となります。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 次に、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、商工港湾課に係る予算についてご説明いたします。

初めに、歳出予算についてご説明させていただきます。資料番号9の補正予算説明書17ページ、18ページをごらんください。

まず、第8款土木費第4項港湾費第1目港湾管理費といたしまして、右側の事業内訳のとおり、マリンゲート利用推進事業について、第15節工事請負費に939万6,000円を計上するものでございます。また、2つ下になりますが、第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費といたしまして、右側の事業内訳のとおり、港町地区旅客ターミナル施設整備事業につきまして、第13節委託料に91万8,000円、第15節工事請負費に2,936万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明させていただきます。同じ資料No.9の3ページ、4ページをお開き願います。

第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税の中の震災復興特別交付税1,291万5,000円のうち、605万8,000円を計上いたしております。

次に、5ページ、6ページ、次のページをお開き願います。

中段になります。第18款繰入金第1項基金繰入金第8目の東日本大震災復興交付金基金繰入金のうち、港町地区旅客ターミナル施設整備事業といたしまして2,422万9,000円を計上してございます。

続きまして、事業の概要についてご説明させていただきます。初めに、マリンゲート塩釜3

階のテナントの関係についてご説明いたしますので、資料番号11の議案資料100ページをごらんいただきたいと思います。

1の概要、2の事業内容ですが、現在、マリンゲート塩釜の空きの状況が続いている3階テナントにつきまして、ハローワーク塩釜の庁舎を移転することが決定した旨、ハローワークを統括する宮城労働局から通知がありましたことから、現在、飲食店としての利用を前提とした状態になっております3階テナントの既存の建具、厨房設備等の撤去を行うため、今回補正予算を計上したものでございます。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費といたしまして939万6,000円、財源は一般財源ということになります。

4の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただけましたならば、7月から契約手続、工事に着手いたしまして、9月ごろの完了を予定してございます。また、その後、宮城労働局が改修工事に着手いたしまして、令和2年6月ごろにハローワーク塩釜が移転予定となっております。

本事業につきましては、以上でございます。

続きまして、港町地区旅客ターミナル施設整備事業の概要についてご説明いたします。同じ資料No.11、戻りまして、85ページをお開き願います。

1の概要、2の事業内容ですが、東日本大震災により被災し、現在、使用を中止しておりますマリンゲート塩釜西側のエレベーター棟及び階段につきまして、写真に掲載の部分でございしますが、2の事業内容に写真を掲載しておりますが、エレベーター棟につきましては、震災により、完全に使用不能となっております、外壁のタイルも一部剝離して危険な状況となっております。また、階段につきましては、震災により傾き、建物本体とのすき間が生じておりますことから、現在、閉鎖しているという状況でございます。これまで復興庁と協議を行いまして、これらの撤去費用、また、看板の設置等につきまして、復興交付金の活用が認められましたことから、その経費について補正予算を計上するものでございます。

3番の事業費及び財源内訳ですが、事業費といたしまして3,028万7,000円、財源はその他といたしまして、事業費の80%といたしまして、東日本大震災復興交付金基金繰入金2,422万9,000円及び一般財源といたしまして、残りの20%になります震災復興特別交付税605万8,000円となります。

今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただけましたならば、8月から契約手続、

工事着手し、12月の完了を予定してございます。

商工港湾課からは以上でございます。

○志賀委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 続きまして、議案第46号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、土木課分の予算についてご説明いたします。資料番号9の補正予算説明書と資料番号11の議案資料をご用意いたします。

初めに、資料番号11、議案資料の86ページをお開きください。

本町地区避難道路整備事業の事業概要についてご説明をいたします。本路線は、指定避難所であります第一小学校へのアクセス道路として、平成30年度より整備を進めてきております。今回、5の工事箇所図、赤塗りの箇所となりますけれども、歩道を含めた追加整備等に要する費用につきまして、復興交付金の活用が認められましたので、補正予算を計上するものです。

2の事業内容ですけれども、追加する整備計画は、道路整備工事として延長24メートル、舗装工、道路付属物施設工となります。

3の事業費及び財源内訳のとおり、事業費につきましては、東日本大震災復興交付金基金繰入金及び震災復興特別交付税で、全額国費措置となります。

4の今後の予定ですけれども、補正予算をお認めいただきましたら、7月から契約手続きを進めて、12月の完成を目指し、工事を進めてまいります。

次に、予算計上の内容について説明をさせていただきます。資料番号9の補正予算説明書17ページ、18ページをお開きください。説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第8款土木費第5項都市計画費第7目復興交付金事業費について、18ページの事業内訳欄、下段になりますけれども、本町地区避難道路整備事業費といたしまして、その右側の説明欄のとおり、道路等整備工事1,479万6,000円を計上しております。

次に、3、4ページにお戻りください。歳入予算をご説明いたします。

第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税1,291万5,000円のうち、369万9,000円が本町地区避難道路整備事業費分となります。

また、5、6ページをお開きください。

第18款繰入金第1項基金繰入金第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金について、6ページの説明欄のとおり、本町地区避難道路整備事業としまして1,109万7,000円を計上いたして

おります。

土木課の補正予算につきましては、以上です。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、議案第47号「令和元年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。資料番号9、補正予算説明書と資料番号11、議案資料を用いて説明させていただきます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料番号9の31ページ、32ページをお開き願います。

第5款復興事業費でございます。第5款復興事業費第1項復興事業費第1目復興交付金事業費といたしまして、後ほどご説明させていただく調停の成立に伴う補正でございます。657万4,000円を増額いたしまして5億3,957万4,000円に増額補正するものでございます。内訳としましては、第15節工事請負費でございます。事業内訳につきましては、一番右側の欄に記載されております新浜町一丁目地区下水道整備事業でございます。

続きまして、歳入でございますが、同じ資料No.9、お戻りいただきまして、29ページ、30ページをお開き願います。

第4款繰入金でございます。第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金としまして、補正額657万4,000円の増となっております。内容につきましては、歳出でご説明させていただきました工事費の1回分の増となっております。

恐れ入りますが、次に、資料番号11の123ページをお開き願います。

こちらのページ、1ないし3につきましては、後ほど、議案第57号にてご説明させていただきますので、4をごらんください。事業費及び財源内訳でございます。事業費は657万4,000円でございます。財源内訳につきましては、その他493万円、一般財源が164万4,000円となっております。その他につきましては、東日本大震災復興交付金基金からの繰入金、一般財源につきましては、震災復興特別交付税ということで、全額国費で賄われることとなります。

次のページにお進みいただきまして124ページ、こちらは5といたしまして、調定案における事業費変更内容を記載しております。工種ごとに番号1から7までございますけれども、順番に説明させていただきます。

番号、1番につきましては、既設給水管の撤去費用でございます。こちらが1万4,590円の増額となっております。

2番につきましては、敷地内の樹木につきまして、作業ヤード内の支障となる植栽について伐採、移植、撤去の費用について4万9,023円の増額となったものでございます。

3番、掘削に伴う支障物の撤去・処分・移設費用でございますが、増額要因欄に③から⑥まで書いてありますが、既設のマンホールであったり、管渠、高圧の電線管、コンクリート構造物などが掘削の際に出現したということで、撤去・再設置、移設、それと撤去処分の費用として合計97万4,652円の増額となっております。

4番につきましては、発生土に係る分別・処理・仮置き・置換費用でございます。増額要因欄の⑦につきましては、掘削して発生した土砂の中に玉石やれきが含まれていたことから、埋め戻しする材料として再利用するために、約1,200立米につきまして、土砂と玉石などをふるい分けする費用としまして増額となっております。また、約500立米ほど玉石が出ましたもので、その処分費用も含まれております。⑧につきましては、地盤改良をする箇所に同じく玉石等が混入してございまして、約1,000立米を山砂へ置きかえた費用が含まれております。合わせまして407万8,047円の増額となっております。

5番は、平成20年度に完成しました1期分の既設の構造物との接続部分に係る費用でございます。⑨コンクリートを取り壊す作業の中で、当初想定していた強度以上のコンクリートの強さがあったということで、作業効率が低下したことによる増額、それと取り壊した分の目粗しとコンクリートで接続するためにアンカーボルトというものを打ち込むんですが、その設置費用、合わせまして92万7,298円を増額となっております。

6番につきましては、既設の自家発電設備が設置してあったんですが、それを掘削する際に一時移設して、もとの場所に再設置する費用ということで51万6,133円を増額となっております。

7番につきましては、でき上がったポンプ場の雨樋据付の工種があったんですが、その掘削と埋め戻しの費用ということで1万3,578円を増額となっております。なお、この中には、工事請負契約書第25条にスライド条項というものがありまして、その条項に基づく518円を増額についても、この中に含まれております。

以上、増額要因欄にある①から⑩の項目、合計いたしますと、増減欄の一番下に記載しております657万3,321円となります。これが今回の補正額657万4,000円となります。

下水道事業特別会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 並木水道部業務課長。

○並木水道部次長兼業務課長 水道部からは、議案第49号「令和元年度塩竈市水道事業会計補正予算」についてご説明をいたします。恐れ入りますが、資料番号10の「令和元年度塩竈市水道事業会計補正予算書」と資料番号11「第2回市議会定例会議案資料」をご用意願います。

初めに、事業概要をご説明いたしますので、資料番号11を使用させていただきます。資料番号11の105ページをお開き願います。

第2次老朽管更新事業についてご説明をいたします。

1の事業概要についてですが、老朽管更新事業につきましては、これまでも平成17年度から平成30年度までの14年間にわたって、水道部として取り組んできたものでございます。平成30年度末をもって計画期間が終了しましたことから、新たに第2次老朽管更新事業として立ち上げ、5カ年計画として実施をするものでございます。本事業は、国の補助制度を活用し、老朽化した水道管を効率的かつ計画的に耐震管への布設がえを行い、災害等に強い水道管路の構築と安全で安心な水の供給に取り組むものでございます。これまで令和2年度からの事業開始に向けまして、準備を進めておりましたが、このたび、国の本年度の補助事業の追加要望調査がございまして、そちらに追加要望を行いましたところ、本市の計画が認められましたことから、当初の予定を1年前倒しし、本年度から実施をしようとするものでございます。

2の事業内容ですが、(1)全体計画といたしまして、事業年度を令和元年度から令和5年度までの5カ年間としております。総事業費は6億4,669万円、計画延長2,371.7メートルを予定してございます。(2)の今年度の事業計画につきましては、事業費を4,114万円としまして、権現堂地内の口径200ミリの送水管68.6メートルと、梅の宮地内の口径300ミリの配水管101.8メートルを更新しようとするものでございます。資料番号10の最終、6ページに工事箇所図を掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

3の事業費及び財源内訳ですが、総事業費4,114万円のうち、国の補助金が1,176万2,000円、企業債として2,160万円、単独費として777万8,000円を計上してございます。

恐れ入ります。次に補正予算についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料番号10、水道事業会計補正予算書の表紙を1枚めくっていただいて1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量でございしますが、4号に主要な建設改良事業の部分に第2次老朽管更新事業といたしまして4,114万円を追加してございます。

次に、第3条資本的収入及び支出ですが、業務の予定量の追加に伴うものとして、下段のようになりますが、支出の第1款資本的支出の第3項を第2次老朽管更新事業に改めまして、事業費として4,114万円を増額計上してございます。これによりまして、第1款資本的支出の総額は11億5,673万円となるものでございます。なお、当初予算の第3項については、第4項に、以下、第7項まで項番号を順次、繰り下げる形で訂正をしてございます。

次に収入でございますが、第1款資本的収入第1項の企業債2,160万円を、第4項補助金に1,176万2,000円をそれぞれ増額計上しており、これによりまして、第1款資本的収入は6億3,611万5,000円となるものでございます。なお、第3条の文章中の3行目にございますように、「資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億2,061万5,000円」の補填財源のうち、減債積立金につきまして、当初予算より777万8,000円増額いたしまして、5,256万9,000円に改め、更新事業費の増額に対する財源を確保してまいります。

2ページをお開き願います。第4条をごらんいただきたいと思っております。第4条では、新たに第2次老朽管更新事業費の企業債を追加し、限度額を資本的収入の企業債の補正額と同額の2,160万円とするものでございます。

第5条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めており、第3項として第2次老朽管更新事業を追加してございます。

3ページをごらんください。こちらは、補正予算実施計画を記載してございます。資本的収入及び支出のうち、収入には第1款資本的収入第1項企業債第1目企業債に2,160万円を、同じく、第4項補助金第1目国庫補助金に1,176万2,000円をそれぞれ増額計上しております。支出には、第1款資本的支出第3項第2次老朽管更新事業費第1目第2次老朽管更新事業費として4,114万円を増額計上しております。

次に4ページをごらんください。4ページは、補正予算説明資料となっております。こちらには、歳入歳出の内訳を記載しております。

また、5ページにつきましては、先ほどご説明いたしました事業概要を掲載してございます。さらに、最終6ページに本年度の事業の実施箇所図を掲載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

水道事業会計補正予算についての説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 それでは、議案第57号「調停の成立について」ご説明いたします。資料番号5の定例会議案と資料番号11の議案資料が該当いたしますが、主に資料番号11を用いて説明させていただきます。

それでは、資料番号11の123ページをお開き願います。

最初に、2の藤倉雨水ポンプ場築造工事の概要でございますが、平成25年9月27日に議決をいただき進めていた工事であります。契約金額でございますが、当初請負金額は4億3,785万円で、変更請負金額が4億6,373万5,440円でございます。変更請負金額につきましては、本市と請負者間で協議が調わなかったことから、工事請負契約書第24条により通知した金額となっております。

次に、1にお戻りいただきまして、1の調停の概要でございます。藤倉雨水ポンプ場（土木・建築）築造工事の設計変更等につきましては、本市の積算額と請負者が主張する額に隔たりがあったことから、宮城県土木部事業管理課に事務局がございます宮城県建設工事紛争審査会、以下、「紛争審査会」とさせていただきます。その紛争審査会に請負者が平成28年4月14日、35項目の設計変更、それとそれに対する変更工事請負代金約1億1,578万円の支払いを求めて調停を申請いたしました。紛争審査会からは、その設計変更の必要性、工事代金の積算内容、工事の履行確認などを審査していただきまして、工事請負代金の残金として657万3,321円を認めるということで、調停案が提示されました。この紛争審査会提示の調停書案を受け入れまして、市と請負者が変更請負金額、先ほどの変更請負代金額4億6,373万5,440円と調停額の657万3,321円を合計した事業費合計4億7,030万8,761円を確認し、調停を成立させようとするものでございます。

3のこれまでの経過でございますが、平成28年1月27日に、請負者との協議が調わないため、変更請負代金額を通知いたしました。その後、3月16日には工事の検査を実施いたしました。その工事完成検査後も、工事目的物、ポンプ場の引き渡しであったり、工事請負代金の請求書が提出されませんでしたので、3月29日に提出するように文書で通知をいたしました。その後、4月25日には、紛争審査会から調停の申請を受理したということで、市に通知が来ました。4月28日には、工事完成の検査後に支払うべき未請求の請負金額を仙台法務局へ供託いたしております。その後、平成28年7月11日から平成31年1月31日まで、合計14回紛争審査会が開催されまして、平成31年3月28日に調停書案が提示されました。

以上が調停の成立の説明となります。

以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○志賀委員長 これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 ご説明ありがとうございました。

では、ちょっと聞いていきたいと思ひます。

資料番号11の29ページ、塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例ですけれども、こちらの定期料金月1万円とありますが、こちらというのは、公共の車をとめる、市として、駐車場を借りるということで1万円という認識でよろしいでしょうか。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 定期料金の1万円ですけれども、本駐車場を1カ月借りるということの1万円ということでございます。どの方がとめても1万円ということでございますが、今のところは、マンションの入居者優先ということで考えてございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。マンションにお住まいの方は1万円で借りられるということの認識でいいんですかね。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 そのとおりでございます。マンション入居者、入居される方が、この駐車場を自家用車の駐車場として借りる方については1万円ということでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。この1万円というのは、この地域の相場からすると決して高い金額ではないという認識でよろしいんですかね。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 周辺の月極駐車場というものも調査させていただいたところ、大体、周辺で屋根なしというところが多いと思うんですけれども、そこで大体7,500円ぐらいということで、民営を圧迫しないという形で、若干高目の設定になっているということでございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。じゃあ1万円というのは、妥当な数字だという認識です

ね。ありがとうございました。

また随時、質疑をしていきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 今、阿部委員から質疑があったんですけども、同じページで質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど、この月極という形での、近隣との精査もされたということでございますけれども、今回、塩竈の夜間の使用というのが、もうここで24時間、立体駐車場として展開するわけですが、その辺の500円上限とか、700円上限の、その辺の近隣の料金体制の比較というのはされたのか。それだけ確認させてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 お答えいたします。

まず、夜間につきましては、既存の2つの駐車場につきましては、もう既に最大500円ということで、こちらについては、周辺の駐車場等を調査した結果であるということであると思えます。

昼間につきましては、今回、新しく設けるんですけども、大体、こちらも調査させていただいて、昼間の最大が、大体600円ぐらいが最大であるということで、こちらについても、それを若干上回るような700円ということで設定させていただいております。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ということは、近隣とほぼ同等の形で上限を設けているということであると思えます。

ここで、やはり月極の台数が63台ということでございますけれども、今回、入居者を優先的にとめるとなりますと、やはり朝ですと渋滞のおそれがあるわけでございますけれども、ちょっと私、見えないんですけども、この料金所のシステムというか、どのように、また、壺番館の利用者、図書館の利用者、3時間無料という形で入ってくるんですけども、どういふシステムの機械を導入されるのか、それとも無人で、人を使ってやるのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 基本は、無人のゲートということで、駐車ゲートの料金の機械、

そこから駐車券が出て、それを、例えば、行政庁舎ですと、今、想定していますのは、認証機により何時間まで無料とかということで、また、それを出るときにゲートに入れますとゲートが開くというものを想定しております。

○志賀委員長 ちょっと意味がとれないよ。説明がわからない。有人なのか、無人なのかということをもっと説明して。高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 基本は、そのゲート自体は、無人であるということで想定しております。

○志賀委員長 無人でね。菅原委員。

○菅原委員 わかりました。今回、塩竈で、そういう無人で駐車をするというのは、初めてだと思うんですけども、隣の多賀城市ですと、図書館の隣に立体駐車場があるんですけど、ああいう感じの機械のシステムになるのかなという部分があるんですけども、多分そうだと思います。

そこで、今回建設される駐車場施設というのは、やはりマンションの利用者、それから、子育ての支援センターもございまして、また、保育所、一般の利用者が、さまざまな部分であそこを利用されると思います。合計で118台という形なんですけれども、安全面とか、防犯面ではどのように考えているのか、条例にも、それは責任を負いませんよというのは書いてあるんですけども、その辺の安全面は大丈夫なんでしょうか。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 安全面と防犯面ということですが、今のところ、今後、例えば、防犯のカメラとかそういうことですかね。そういうものは、今後検討としていかなければいけないというふうに考えておりますが、あと、その月極と一般時間貸しというところは、基本的には、今、ちょっと考えているのが、月極については、基本的には、4階以降にとめていただくということで、一般時間貸し、よく出入りする車につきましては、低層階を想定しているということで、そこら辺は、きっちりすみ分けようというところで考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 ぜひ、この安全面と防犯面で防犯カメラとか、多分、無人になるとと思いますので、それだと24時間の利用者になるとと思いますので、さまざまな方が夜も出入りするという形になりますので、しっかりと、塩竈市の駐車場でございまして、安全面の確保をお願いしたいと思います。

次に、資料No.11の84ページ、議案第46号、魚市場周辺案内サイン整備事業について、1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

今回、新浜町の道路が仲卸市場と、それから新魚市場の間で動線として、私もこのマグロの、シールかペイントでやるのかちょっとわかりませんが、楽しみながら道路を渡れるというのが、大変いいかなと私も思っております。今回、その仲卸市場から、また魚市場から行く場合に、先ほど4キロぐらいですかね、何キロですかね。500メートルぐらいの距離だというんですけれども、私もあそこから見ますと、やはり近道というのが、当然あるんですけれども、どうしても遠回りになっているような感じを受けるんですけれども、なれてくるとどうなんですかね。1つ近道に行くと、会社の前を通っていくような部分があると思うんですけれども、またこの仲卸市場まで行く、魚市場から仲卸市場まで行くときに、道路を横断しなくちゃいけないんですけれども、どの地点のところで横断させるのか。信号機もないし、子供があそこから歩いて行って、小学校とか中学生のコースになる可能性もあるかなと思うんですけれども、その部分をどう考えているのか、お聞かせください。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

まず、1点目の最短ルートよりは、ちょっと遠回りになるんじゃないかっていうような趣旨のご発言ありました。確かに裏道を通りますと、ちょっとは近くなるんですが、こちらの路線が、いわゆる漁港道路ということと、加工場等のすき間を縫うような形で、観光客の皆様歩いていただくには、やはりメイン道路のほうがふさわしいのではないかと、それに歩道等も整備されておりますので、安全面からこちらのルートを選定させていただいたというのが1点でございます。

もう一つ、いみじくも、今、委員がおっしゃられたとおり、今回の、この事業の中で難点があるとすれば、利用施設を行き来するのに、この市道を横断しなければいけないということがあります。具体的に申し上げますと、ちょうどこの図面で言いますと、仲卸市場の下、この地図の下この交差点に横断歩道がございます。ですので、私どもとしては、まず仲卸市場を出たら、魚市場に向かう方は、そこにある横断歩道を渡っていただく。そこについても何がしかの演出ができて、渡るように誘導できるような仕組みを考えたいと思います。

なお、もう一つ横断歩道、この図面の左端のほう、ちょうどこのY字路になっているそばにももう一つあるんですが、こちらの横断歩道、国道側から来ますとカーブになっております

ので、見通しがきかなくて、こちらの横断歩道は渡るのは、ちょっと好ましくないだろうということで、ルートとしては、仲卸市場前の横断歩道を渡っていただいて、そこからてくてくと魚市場のほうに歩道を歩いていただくというふうに想定しているところでございます。

以上です。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。何かしら、やはりこの安全面での対策というのは必要だと思いますので、最終的に人が大勢ここを渡るのであれば、押しボタンの信号機も考えなくちゃいけないのかなという部分があるわけですが、大体内容がわかりましたので、ありがとうございました。

続きまして、同じ資料No.11の100ページでございますけれども、マリングート利用推進事業について、質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、空き状況が、やっと3階の部分が決まりまして、入居者が決まって、ハローワーク塩釜の庁舎移転という形で決定していくということで、議案が出されたと思うんですけども、今回、その現状の指定管理の営業状況も安定されるというのは、当然うれしいことだと私も思っておりますし、また、入居者のハローワークが入ってくると安定的になるというのも現状的にわかるんですけども、この現状のレストランのテナントが、厨房の撤去という形で今回、議案に出されているんですけども、これも私自身の考えで申しわけないんですけども、なぜ撤去されてないのかという部分が、本来であれば、店舗が出るときには必ず内装とか、それはもうさらにするという必然的な……（「最初からついてたんだ」の声あり）わかりました。その辺の状況が私にわからなかったものですから、確認させていただきたかったんですけども、最初からついていてということがあったので、そういう厨房を今回予算が1,000万円近く撤去費用にかかるという部分があったので、その辺ちょっと聞いたかった部分がありましたので、簡単でいいです。よろしくお願いします。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 当時、平成8年にオープンしたマリングート塩釜に入っていましたボースンにつきましては、その後、経営が思わしくなくて、塩釜港開発株式会社に、一旦その施設については、備品等、設備等について譲渡したという形になります。その後、平成13年10月に市がマリングートを買取るときに、その設備とか、そういうものにつきましては、市に所有権が移転されたという流れになりますので、今回、市でそれらの設備を撤去す

るという予算を上げさせていただいたところでございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。そういうこと、私、わからなかったものですから、普通ですと、やはり更地になるというのが、当然だと思うんですけども。

そこで今回、ハローワーク塩釜が来た場合に、実際に、毎日利用されるハローワークの人が何名来られるのかということと、それから、車で通われる方、それから、駅から歩いてくる方も、多分いると思うんですけども、どの辺に駐車場を設けて、料金等も発生させるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 基本的には、ハローワーク塩釜、平日の開所ということになります。以前、ハローワークに、来所者、1日どのくらいでしょうかというお話をさせていただいたところ、大体1日約平均で100人ぐらいいらっしゃるということでございます。そのほかに職員が15人ということでございます。

自動車で来所される方につきましては、以前、産業建設常任委員協議会のときにもお話しさせていただいたんですけども、今、西側にバス駐車場がありまして、さらにその左側にあいてる、みなと広場ですかね、あいてるスペースがありますので、そこを有料、その料金についてはこれからの協議になりますけれども、そこら辺につきまして、活用できないかということで、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 料金はこれから検討という形だということでございますね。わかりました。いろんな部分で、店舗さんのいろんな入っている部分の料金等もありますので、またこれからあそこの事務所棟の中での利用等もあるということで、その辺ちょっと大変かもわかりませんが、ちょっと考えていただければと思います。

あと、そのハローワークでございますけれども、客観的に短期で借りるのか、それとも長期で借りるのか、ちょっとそこを確認させてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 宮城労働局とは、すいません、そこまでまだ詰めていないというところで、何年間契約、何年契約になるというところは、ちょっとすいません、そこまで

まだ、今後、協議していきたいというふうに考えているところです。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。でも本来あれば、これはもうそういう、賃貸ですから、何年契約というのでは、必ず入ってくると思うんですけれども。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 特段の事情がない限り、何年という話は、まだ具体的にはさせていただいてないんですけれども、長くお使いいただけるというふうに、宮城労働局からも話がありますし、こちらとしてもそのように考えております。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 わかりました。ぜひ、長期で借りるのか、ちょっとわかりませんが、よろしくをお願いします。

最後に、このマリゲートというのは、地域振興的な目的で平成8年に建設された旅客ターミナル、松島の観光の本当に玄関口という形でこのマリゲートがあるわけですが、また、平成17年、みなとオアシスの登録されて、施設がイベントの、情報発信基地として設備されているわけですが、本当にこのハローワークでこの景観のいい3階の部分を事務所にしていいのか。それだけ最後に確認をさせてもらって、終わりにさせていただきます。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 みなとオアシスといたしましては、1階のショッピングゾーン、2階の飲食店、こちらでみなとオアシスとしての要求は満たされているというふうに考えております。今回、ハローワーク塩釜が入るということで、3階につきましては、またそのような事務所的な使い方、今後、考えていきたいということで、ハローワーク塩釜の入居に至ったということでございます。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 担当でも、今、ご答弁申し上げさせていただきましたが、若干、今までの経緯について、私からご説明させていただければと思います。

5年ぐらい前でありませうか、ハローワーク塩釜から、塩竈から撤退をしたいというふうなお申し出がございました。我々としては、まさに本市の水産業あるいは港湾関連産業、さまざまな企業の皆様方が、ハローワークの今までの取り組みを活用させていただきまして、企業

の振興、活性化につなげていただいているという認識でございました。当然のことながら、ぜひ引き続き、塩竈市内に残っていただきたいというような要請は、私が直接お邪魔をさせていただいて、当時の所長にお願いを申し上げました。ただ、状況は、大変厳しいような、当時のお話でございました。具体的に申し上げれば、ハローワーク塩釜を政令指定都市である仙台に移転をさせていただきたいというようなお話でありました。ぜひ、それは、やめていただきたいというようなお申し出をさせていただきました。その際に、しからば、塩竈市内にハローワークを建て直しできるような場所があるのかどうかというようなお問い合わせをいただきまして、非公式に、我々もそういったことが対応できるかどうかというふうな内々の調査もさせていただいたところでもあります。ただ、簡単にこれだけの土地をとということ、市有地の中では、なかなか厳しいというような状況でありました。そういったことを直接、仙台労働局に私も足を運ばせていただきまして、本市の地場産業の活性化のためには、ぜひ引き続き、おとどまりをいただきたいというようなお話をさせていただいたところでもございました。

ただ、当時の局長からは、これは市長の思いとして受けとめはさせていただきますが、予算が必要であります。そういったことについて、これはあくまでも仙台労働局の内容でありますので、その辺については、他言無用ということであるというようなお話もいただきました。我々は、私の思いは、市民の皆様方の思いでありますから、ぜひ受けとめていただきたいというようなお話をさせていただきました。

今、本題の、確かに景観等もございますが、一方では、産業振興ということを考えますときに、やはりハローワーク塩釜に、ぜひ引き続きこの地でという思いがございまして、お願いをさせていただいたという経過がございまして、つい先日であります。本当に、つい先日に、予算がつきましたというのが、まず第一報でありまして、先ほどご質疑いただきました今後の賃貸契約等については、これからの作業だということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 期間については、やっぱり不明なんですか。賃貸期間については。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、申しあげましたように、これから賃貸期間等についても、正式な協議をさせていただきたいというふうに考えております。まずは入りますというような通知がございまし

たので、このような取り組みをさせていただくということで提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今回の経過、私たちも恐らく初めて耳にしたと思うんですね。それで、確かにハローワークがなければ、やっぱり塩竈の水産加工業、仕事探す上で大事な役所ですので、それはそのとおりだと思います。

そこで、これから協議をしますというお話は、それはそれで大事な案件になっているのかなと思うんですが、問題は、例えば、1日100人ぐらい来るということになると、私らもよくハローワークに行くんですけどね、結構狭くて、車が置けなくて、新浜町のあの周辺のところに皆さん車を置いて、認められているんですよ。ここに置いてもいいよという感じになっているんだと思うんです。あの経過から言って。それで、やはり100人に対応する上での関係で言うと、仕事を探しに来るわけですから、まさか駐車料金というのはね、ちょっとできないだろうかと、私も思うんですが、その辺の条件整備をしっかりとやっていかないと、せっかく借りました。だけどやっぱり實際上、ワンコインで駐車料金を払うことになって、ますます就労するための方々の関係の対応が、不足になってしまうとどうなのかなというところで、ちょっと考えだけお聞きしたいと思います。先ほど若干述べたものの、改めて。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 申しわけございませんでした。説明が不足しておりました。

来所される方というのは、恐らく、駐車というのは、先ほどのみなと広場、バス駐車場のさらに西側を活用するというお話で、そこにつきましては、市または県が宮城労働局に貸し付けるということでの考え方ということでございます。それで料金がかかるか、かからないかという先ほどの説明でございました。なので、あとはハローワークの考え方だと思うんですけども、そこに対しまして、来所する方から料金を取るか、取らないかというのは、ハローワークの判断になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 あとはハローワークの対応、宮城労働局なのかな、判断ということになるわけですが、やはり常々100人ぐらいの、そういった来庁者がいるわけですし、できるだけ、対応方、

スムーズにできるように、仕事探しする方、結構半日ぐらいいらっしゃるのかな、実態としては、パソコン見たりね、あと、いろいろ事務官の方といろいろ相談したりということで、結構やっぱり労力費やして、そこで仕事、自分にマッチするような関係も含めてあるものですから、やっぱりそこは丁寧な対応を求めたいと思います。これは一応要望的な意見としてとどめておきたいと思います。わかりました。

次に、マリゲートの関係で、資料No.11の85ページのところに旅客ターミナルの西側エレベーター棟の階段撤去というのが、写真等で示されております。地震や津波、被災によって危険な箇所になっているというのは、これはこれでわかるわけですが、そうすると、この部分はすっかり階段もなくなるし、役割としては終えて、今後つくるという考えはないということによろしいですか。もう撤去しちゃって、それで終わりですというふうに捉えていいのかなどうか、ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今のご質疑ですけれども、こちらのエレベーター、階段につきましては、使用頻度も低かったということもありますので、今回、復旧ではなく、撤去という方向性を復興庁と協議してきたものでございます。

避難経路につきましても、この階段等については、避難経路になっていないということで、避難時にマリゲート塩釜、防災センターとともに一時避難施設とはなっておりますが、避難時に安全な避難経路を確保するために、今回撤去ということで考えておりますということでございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、もちろん3.11の被災のときに、マリゲートに、結構多くの方々が避難したけれども、これは避難する場合の、いわば階段ではないんだよというふうに捉えてよろしいのね。市民としてのそういう利用の関係は、もうなくなりますという考えでいいんですね。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 災害時の避難経路ということですが、3.11で被災をいたしましたこの階段、ただいまご説明しましたように通れなくなっているということでございますので、まず、今、この現状、利用の供されていないということ、まずはご理解いただきたいと思

います。

それで、ご案内のとおり、この階段以外に南側といいますか、陸側に大階段がございます。これによって、十分その避難経路としての階段としては事足りるということで、今回は、この階段につきましては、撤去して、むしろ撤去することによって、施設の安全面といいますか、間違っただけこの階段を使わないとか、そういったものが逆に確保されるということもございますので、今回につきましては、撤去という形で方針とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 考え方、避難通路のね。

そうしますと、こういう撤去に伴って、いろいろお話をお聞きすると、あの辺に、今、防潮堤がつくられて、あと2年間ぐらいで完成するのかな。時期はよくわからないんですが、それが一つ防潮堤がつくられていく。あと、ゲートをあけるようなものも整備するような感じの話、前段伺った気がするのですが、その辺は今、マリングートとの関係ですね。どうなっているのかということ、まずはお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 マリングート周辺ということでございますが、ただいま県の事業としてご質疑のございました防潮堤の整備が進められております。その間に陸側との境には幾つかの、ちょっと正確な数字は申し上げられませんが、幾つかの、いわゆる門扉が入ることになります。当然、観光船の乗り場、浮棧橋側、門扉の外側ということになりますので、利用なさる方々については、通常は門扉はあけておいて、そこから海側に出られるということになります。災害等が発生する、例えば、津波の注意報等があった場合には、まず速やかに、お客様について陸側に移っていただく。それを確認した上で、例えば、船の運航の管理者、これは市営汽船にかかわらず、民間の船の方々も含めて、安全を確認した上で門扉を閉鎖するというような形になります。その際には、お客様につきましては、当然のことながらマリングートの上、あるいは防災センターの上のほうに、高い部分にご避難をいただくという誘導を行っていくという内容になりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。

もう一つは旅客ターミナルとしての役割、これは仕様書なり役割なり考えると、観光のもう一つのスポットというふうな位置づけになっているわけなんですけど、これは関連してお聞きするんですけど、例えば、あの辺の周辺の、私たちもお話を聞くと、大分浮棧橋が老朽化しているということなどもあったりしての関係で、そこら辺の用途や整備の関係だけお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 浮棧橋につきましてのご質疑でございました。浮棧橋につきましては、ご案内のとおり、県の施設ということになってございます。先般の市議会全員協議会の際にも、そこから船に乗っていただきましたので、委員の皆様からもご意見等を現場でも頂戴したところでございます。私どもとしましては、その辺を県にも、まず伝えさせていただいているところでございますが、なお、今の港湾計画上は、今後、浮棧橋、今、横づけになっておりますが、今度は縦づけというのも計画に盛り込まれておりますので、まず県でもそういったところをタイミングを見定めながら、今後、そういう整備の対応というものを検討させていただきますということをお話を頂戴しているところでございます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 本来は縦づけで、というふうな位置づけになっているものですから、その辺の整備、対応、よろしく願いします。

次に、資料No.11の84ページのところで菅原委員が質疑をしましたので、ちょっと確認だけさせていただきます。この間の市議会全員協議会で東塩釜駅のリニューアル、広場の関係で、私も初めて承知したところです。それで、これとして動線的にマグロの絵を配置すること自体は、必要性は感じるんですが、例えば、この間の東塩釜駅の関係で言うと、わざわざマグロの案内板と、市場の案内板と、それから少し動線的につくったので、そこら辺の整理をしたほうが、やっぱり電車で来る方もいらっしゃるかと思うんです。もちろん車の来場者もいるとは思いますが、その辺の考え方についてだけ教えていただければと思います。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

委員の質疑の趣旨、東塩釜駅から魚市場まで、整合のとれたような整備をすべきではないかというお話だと思います。基本的にはおっしゃるとおりだと思いますが、今般は、その復興

交付金の効果促進を使うということに主眼を置いてございまして、どうしても、その復興に伴う施設整備による附帯事業というような形での整備となりましたので、基本、仲卸市場と魚市場の区間にとどまったというのが現状でございます。なお、例えば、今つくりました観光ビジョンの中でも、東塩釜駅、あるいは魚市場と仲卸市場、こういった方面について今後、重点的に力を入れるべきだという指針も書いてございますので、そのほか適用になる事業等を補助事業等も精査しながら、そういった取り組みについても視野に入れてまいりたいと現時点では考えておるところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。復興事業としてのさまざま事業の執行ということで了解しました。

あと、資料No.11の30ページのところで塩竈中央公共駐車場、菅原委員からの質疑の関係で、ちょっと関連してお聞きしたいんですが、近傍のところでの駐車場、29ページ、30ページのところ。それで総括質疑でもお聞きはしたんですが、行政負担というところで、この壺番館来庁者への1時間、図書館、子育て支援の3時間無料と、こういうふうに書かれているんですね。それで、関連して、朝夕の、新しく保育所がつくられていく中で、大体、朝夕の行政負担の分の利用者の駐車台数をどういうふうに見込んでいらっしゃるのか、ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 保育所の送迎につきましては、今のところ、駐車場側といたしましては、1階部分につきましては、保育所の急ぎ優先とかの標示をさせていただいて、考えております。多分、出入りがありますので、今のところ、1階ですと大体18台でございますので、出入りあるので、18台が満車になることはないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、18台、1階を中心にと。例えば、これは想定なので、どうしても18台が満杯になっちゃいましたという場合は、2階のほうに移って、そういう場合も無償という扱いになるのかどうか、ちょっとその辺だけ、柔軟な対応等々ができるのか、できないのか、教えてください。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 駐車場に入られる方は、全て同じゲートになりますので、1階

でも何階でも基本的には行政サービスを利用していただいた方は無料ということで考えております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そこはそう捉えておきたいと思います。

それから、森林環境整備基金条例ということで資料No.11の31ページに書かれておりますが、例えば、使い道ですね。使い道、国の制度になっちゃうので、年額1,000円ですよというところ。ちょっと整合性の関係で教えていただきたいんですけど、宮城県には、みやぎ環境税とかというものがあって、いろいろインターネットを調べると、例えば、島のほうの樹幹注入、いろんな松枯れなんかの対応に使われているようですが、それでよろしいのかどうか、まず最初に確認をさせてください。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 お答えします。

ご指摘の宮城県が独自に課税をしておりますみやぎ環境税、こちらにつきましては、今、松くい虫のお話がちょっと出ましたが、そちらには充当されてございません。基本的には、その森林所有者が自発的にそういった森林管理等を行っているものに対する補助について、こういった環境税が使われておりますし、例えば、CO₂削減ということで、新魚市場建設に伴い整備しました電動フォークリフト、こちらについてもこのみやぎ環境税が使われてございます。簡単に申し上げますと、今回、新たに創設されます譲与税の用途は、森林整備の直接的なもの、あるいは普及促進、人材育成になりまして、みやぎ環境税は、もうちょっと広範囲な、いわゆるCO₂削減に関する幅広に適用ということですのですみ分けを行うということでございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 幅広いね。わかりました。

そうすると、例えば、今回の目的として、資料No.11の31ページのところでいろいろ書かれていますが、④ですか、用途は木材の利用促進、普及啓発、森林整備、担い手とこういうふうに書かれておるんですが、我が市の今後の活用というのはどういうふうになるのか。例えば、塩竈市でもそんな森林があるわけではない、森林のそういった担い手ということもあんまり考えられないんで、どこに目的を置けばいいのか、その考え方だけ、現段階でわかる範囲で

教えてください。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 森林環境譲与税を充当します事業交付金については、また改めてお示ししたいと思いますが、委員の質疑にお答えするとするならば、ご指摘のように塩竈市、森林が決して多い地域ではありませんので、例えば、森林の大切さを普及するような植樹をするような、まちなかに植樹をして、例えば、子供たちに森林の大切さを学んでいただくといったタイプ。あるいは、こちら木材利用の促進、ただし、これは国産の木材に限るんですけれども、例えば、公共施設の木質化といったものにも充当できますので、そういったもので本市にふさわしい事業というものを考えていきたいというふうに考えてございます。

なお、今後、大枠、法案の内容が大枠ですので、今後、県からネガティブリスト、あるいはアクティブリストといったものが提示されるということですので、そういったものも参考としながら事業を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろ啓発的なものということになるんでしょうね。例えば、私の頭で思いつくところで言うと、伊保石の公園の森林の保全だとか、例えば、みなと公園のあいったところ、公共の場で言うとそういうところが比較的この辺で言うと対象なのかなと、そういうところに一定充当して、市民の皆さんが環境面でもうまく利用できるのかなと思うんですが、その辺の捉え方はどうなのか、私自身は一応そういうふうに発想したんですけれども、どうでしょうか。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員のご指摘のように、こちら幸い、我が伊保石公園は、公有林という位置づけになりますので、こちらへの使用は可能という形になります。ただ、みなと公園等は森林区域に入ってございませぬので、森林に使う場合には、やはりそういった制限が出てくるという形、さらには、例えば、伊保石公園内の遊具等を設置する場合、こちら国産品であれば、多分、適用になるのではないかなというふうに、今考えておるところでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 大変いい回答だったと思いますので、ぜひ、そういう使い方を、ぜひ、県の情報な

どもいろいろと活用していただいて、それこそ皆さん苦慮されて、例えば、伊保石公園に行っても遊具が事実上凍結されているとか、そういう実態は見受けられますので、ぜひ、今後も運用方についてはよろしくをお願いします。

あと、資料No.11の86ページ、本町地区の避難道路整備ということで、ちょっと私も理解不足して、今現在、たしか工事をしていて、歯医者さんの前、昔の歯科医院ですね。そこら辺の工事しているんですが、この赤い部分というのは、要するにすりつけ部分ということですが、もう少し具体例でお話ししていただければと思います。

○志賀委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 簡単に申しますと、この赤い部分については、すりつけの事業費ということで、延長に事業費が入ってなかったという部分になります。それで、事業費に不足が生じたので、我々として、復興庁と協議をして、ここについても、きちっとした整備が必要なので、必要な事業費を追加してほしいと。それが結果として認めていただいたということになります。今、現場で、この前後も含めて、要するに、工事そのものは一部やっている部分もございますので、不足のないように追加分を認めていただいたというふうな部分になります。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 資料No.11の99ページ。この「みちのく潮風トレイル」、県の事業だと思うんですけど、これをする中で、県はどれくらいの観光客を期待しているのかというのはわかりますか。教えていただけますか。

○志賀委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 みちのく潮風トレイルのご質疑と思います。こちらにつきましては、この資料No.11の99ページにも書いていますが、青森県八戸市から福島県相馬市までの海沿いを震災からの復興を兼ねまして、「トレイル」といいまして、遊歩道を路線を認定して歩いてもらおうというもので、これは環境省の事業でございます。環境省がこの900キロに及びますロングトレイルということでやっております、環境省としては、どのくらいの人を見込んでいるかというのは、数字としては、具体的にうちのほうには教えていただいております。ただ、本市としましては、浦戸の、東松島市の宮戸から寒風沢に渡って野々島、桂島と、従来、うちのほうが設定している遊歩道をコースとしておりますので、塩竈市内としましては、既存の遊歩道の散策者がふえることを期待しております。

以上でございます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 多くの人にももちろん来ていただいて、歩いてもらえればなと思うんですけども、この(1)に書いてあるごみの回収、備品等を購入すると書いていますけれども、このごみの清掃活動というのは、どういう形で進めるのか、教えてもらっていいですか。

○志賀委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 お答えいたします。

ごみの回収につきましては、従来、浦戸の各区の皆さんが人力とかで回収等を行っていました。昨年も同様の事業費をお認めいただいたんですが、その事業費を使って、効率よく作業をしようということで、大量に運べるように「トンパック」というんですか、大きい袋に大量にごみを詰め込んで、そこまでは人力なんですけど、それを運ぶ際のつり上げる車両とかそういうのも費用としてかかっているところがございます。なので、作業内容としましては、区の方が主に行うと。これに付随しまして、海水浴場のごみの回収などを、昨年までも行っていますが、ボランティアなどを募りながらやりたいなと考えております。

もう一つ、備品ということがありましたけど、こちらにつきましては、やはり海水漂着物ということで、海水に浸っていますので重いんですよ。それを効率よく運ぶために、簡単に言いますと、一輪車の大きなもので、タイヤじゃなくて、キャタピラーがついたもので、耕運機のようなちっちゃいエンジンがついたもので、運びやすくなっていると。そういったものを購入して効率を上げようかなと考えているものでございます。

以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。認定していただいたというか、選んでいただいているということ、多くの市民の皆様にご伝えるべきだなと思うので、そのボランティアを昨年からやって、海水浴場でもやっていますけれども、せっかくですから、市民をもっと巻き込んで、こういうことに認定されて環境省から認められているんだよ、ということをご伝えるようにしたほうがいいのかなと思うんですね。なので、ぜひとも多くの告知、島だけにポスターを張るのではなくて、やはり市民の皆様にもちのく潮風トレイルに選ばれてるよというところをもっと打ち出したほうがいいんじゃないかなと。それに伴ってボランティアをぜひよろしく願いますという形で持っていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、

お声がけ等も、市民を巻き込んでいただきながら、これは地域の誇れることの一つかなと思いますので、そういう形で進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それに伴ってなんですが、資料No.11の84ページの魚市場周辺案内サイン整備事業なんですけれども、マグロの絵を地面に描いてと。悪いことではないんですけども、これはどれくらいもつんですかね。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 今回、この貼付式区画線という、道路の区画線のようなものなんですけど、通常は、どろどろに溶けたもので線を引くんですけども、これはカッティングシートみたいなものを火であぶって固着させるということ。あと、車ではなくて、人が行き来するという形ですので、耐久性は、大分もつのではないかなというふうに考えています。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 もっていただくというのは、もちろん一番いいんだと思うんですけど、ただ、せっかくやるのであれば、やっぱり武雄市の図書館もそうだったんですけど、市民が一緒になって本棚に本を入れたんですよ。それがあって、自分がつくった本棚だっていうこの認識のもと、自分たちの図書館だっていう形なんですね。なので、先ほどの島のボランティアのほうもそうなんですけど、やはりこういう通りを、自分たちのまちは水産のまちで、これは自分たちがやったんだよというところも含めて、こういう活動の一つ一つ市民の皆様を巻き込んで、一緒にやるべきだと思うんですよ。それを、このデザインでこうだから、もうこれは業者にお任せして、これでもって予算をとってやりましょうというのはもちろんわかるんですけど、何とかどこかに、例えば、子供たちだったり、市民の方たちを募って、一緒にやる作業か、何かがあると、より一層その方たちが、またこの魚市場周辺におりてきて、お買い物したり、周辺を歩くと思うんですよ。そういうちょっと面倒くさいというところなんですけど、巻き込むような形も考えていただきたいと、そういうことはできないんですかね。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 基本的には、我々で考えたもの、施工というふうに考えておりましたが、議会で予算を認めていただいた暁には、施工までの間で、そういった住民参加といたしますか、その道そのものが近隣の方を含め、愛されるようなものになるように、そういった取り組みが何かできないのか、ちょっと考えていきたいと思えます。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひとも、皆さんとともにつくるまちづくりを考えていただきたいと思いますので、こういうちょっとした一つ一つのところで、多分、自治体の皆様でやったほうがスピーディーで早いかもしれませんが、皆さんを巻き込むことが、やはり郷土愛の醸成につながっていくと思うので、ぜひとも、何か考えていただいて進めていただければと思います。よろしくお願いします。

私からは以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 私からも何点かお聞きします。

最初、議案第41号「塩竈市駐車場条例の一部改正について」なんですけど、皆さん、委員の方が発言しておりますが、私も議案第47号のことで、資料No.11の29ページのところなんですけど、ここには、改正内容の、利用料金等を追加するというふうに説明があるんですけど、そうすると、今までの条例には、利用料金は、特に条例の中には、金額は明示しないで、料金表ということで運用していたのかどうか。そして、なぜ今回は、条例の中に金額を確定しなくてないのか、その辺のところをお聞かせください。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えさせていただきます。

お手元の議案資料No.11の26ページ、27ページ、28ページ、こちらに今回の駐車場条例の改正の新旧対照表を掲載してございます。今、委員からご質疑がございました、料金の追加という部分につきましては、28ページになりますが、最後の部分に、新旧対照表の新しいほうに、塩竈中央公共駐車場という、今回設置する駐車場の分を追加しています。旧駐車場につきましては、その用途を廃止した段階で駐車場条例から外しておりましたので、今回、新たに設置するに当たり、この項目を追加させていただいております。

なお、従前からあります2つ駐車場につきましては、新旧対照表をごらんのとおり、料金等を詳細として掲載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

それで、この資料No.11の29ページ、30ページのところを見て思ったんですけど、このとおり、予定どおり30ページでいうと、皆利用されると4年間で610万円ほどの黒字が出る予定だとい

うことなんですけど、考え方なんですけどね。それで、これは、うまくいった場合だと思うんですけど、なかなか利用されない場合、料金を値下げして埋めようかというときには、こういうふうに金額が書いてあると値下げのしようがないと思うんですね。それともう一つ、1階から4階の利用料金、どこに置いてもみんな1万円だとすると、階ごとによって、定期の方、4階に置いた人は、例えば、8,000円で、3階に置いた人が9,000円で、2階に置いた人が1万円だ、みたいな、そういう階ごとによっての料金表、全部1万円だけなのか。それはこの1万円ってこういうふうに条例で決めてしまうと、1万円しか取りようがないと思うんですけど、その辺の運用の仕方なんかは、どのように考えているでしょうか。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、料金についてですけれども、時間貸しにつきましては、今、昼間で30分100円、夜間で1時間100円ということで、値下げするとなりますと、また条例改正をするということになります。

今、既存の2つの駐車場と同料金にしておりますので、今回もそのような形で料金を設定させていただいたということでございます。

あと、定期につきましては、基本的に、旧公共駐車場の場合もどの階にとめても同じ料金だったということで、今回につきましても、階層にこだわらず同料金ということで考えております。

以上でございます。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 だからそういうふうに、どこの階にもかかわらず考えておりますなんですけど、1万円と決めてしまったら、例えばね、周りのほうが7,500円だから、みんなそっちのほうにとめちゃって契約がないっていうふうになっても1万円を値下げできないんじゃないですかって聞いているんですけど、その辺の対応の仕方はどのようにするんですか。満杯になる確信があるのか。

○志賀委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回、民業圧迫にならないようにということで、若干高目に設定させていただいたのと、ちょっと屋上は屋根はないんですけども、5階までは屋根があるということで、そういうものを含めて、今回1万円とさせていただきました。

値下げという話なんですけれども、我々といたしましては、もちろんマンションの入居者に

63台をお借りしていただくということをお願いをしているところでございますので、値下げする際には、その動向を見ながら、条例改正しながら、値下げするという方向なのかなというふうに思っております。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。そうすると、こういうふうに料金表で決めると、やっぱり条例で決めれば条例でね、改正するまでは値下げできないわけですからね、その間、対策が打てないということになる。うまく5階の屋根がかかってないところのね、あの運用をね、運用でね、割引できるような料金表にしておいたほうがいいんじゃないかということなんです、出されたのがこうですから、こういうふうにするしかないのかなというふうには思いましたので、わかりました。その考え方ね。議案第41号は、あとは聞くのはやめます。

あと、議案第42号「塩竈市森林環境整備基本条例」は伊勢委員が聞いて、将来的には、いろんな事業が、伊保石公園なんかではやれるんじゃないかということですけど、今回は、単なる基金の開設で1,000円だけということで、銀行口座をつくっただけという考えでよろしいのでしょうか。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 委員のお見込みのとおり、今回は、その譲与税の創設に合わせて、基金の設置をします。それに科目設定として歳入で1,000円を受けまして、歳出側で1,000円を積み立てるといような措置になります。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

あと、議案第46号の一般会計の補正、5項目くらいありましたが、皆さん、質疑をされたので、中身のほうは十分わかった状態になりました。

資料No.11の86ページの本町地区避難道路整備事業ですけどね、これも24メートルが追加された分です、ということを知ったんです。それで避難道路ですから、そこに行くまでの避難誘導の標識なんかも、その辺のところの状況はどのようになっているかお聞かせください。

○志賀委員長 佐藤建設部長。

○佐藤建設部長兼土木課長 今回の整備そのものは道路の整備ということですので、その前後とかを含めた避難案内の整備ということでご質疑をいただきましたけれども、それについては、

別途考えていくという形になります。今回の整備費用の中には入れていないということになります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 議案の中身しか聞けないからね、そうなんでしょうけどね。そういうことでせっかく立派な道路があるからね、あの誘導のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

議案第46号の補正は、各事項をそれぞれ妥当な事業だと思って聞いておりました。

議案第47号と第57号なんですけど、調停の費用が下水道の補正だということで、こここのところ。今回は、この調停費用の分だけだと、議案関係では、そのように、ということでもよろしいんでしょうか。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 議案第57号なんですけど、資料番号5の46ページをお開き願ひたいんですが、46ページでございます。先ほど、説明が漏れてた部分があるんですが、46ページの1の当事者、塩浜工業と塩竈市なんですけど、そこで工事請負代金の残金として、今回657万3,000円の支払い義務があるということでお支払いして、その費用が今回の補正予算ということになっております。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。この6月定例会で下水道の補正というのは、その1件だけだっちゃんね。

○志賀委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 下水道の補正予算としては、この1件になります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 1件だけだけど、下水道の補正と、議案第47号と第57号だから、2つの項目になってっけど、中身は1つだけだよ、ということで確認のために聞かせていただきました。

調停ですから、これに応じたほうがお互いに得ですよ。というお勧めですから、まさかこれを認めないということになると大変なことになるということだけは認識させていただきました。

あと議案第49号の水道の補正ですけど、資料No.11の105ページ。頑張って、1年前倒しで実施されるということなんだけども、頑張ったなと思うんですけど、その辺のところ、これ認

められなかったら、どういう影響あったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○志賀委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 お答えいたします。

通常、認められなかった場合といたしますと、まず、概算要望ということで4月から5月にかけての概算の要望をしまして、11月の本要望を経まして、新年度予算ということで、令和2年度からのスタートということになるということになります。

以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 そういう意味では1年前倒しということで1年早く仕事、頑張ってもらった今回の議案第49号の案件だと思って、説明聞いていましたので、どうもご苦労さまでした。

以上で終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今、水道の第2次老朽管更新事業ですか、資料番号10の一番後ろ、5ページね。理解するところですが、我が市のこういった第2次老朽管更新事業、いろいろトータルで考えると、今までの耐震化、それから、今回の令和元年から令和5年までの5カ年。そうすると、こういうものをトータルで考えると、どこら辺まで行くのか、その進んできた形と、今後、これとの関係だけ教えてください。

○志賀委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 市内の水道管路ですけれども、約320キロほどございます。今回、第2次老朽管更新事業ということで立ち上げましたけれども、なかなかこれだけでは足りないという状況でございます。令和元年度からは、補助事業とは別に単独事業ということで、配水管整備事業というものを立ち上げてまいります。こちらのほうで約9億円ほど、これは6カ年ですけれども行ってまいりますので、こういった形で管路の更新並びに耐震化を図っていくという形でございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 もう一つお聞きしたかったのは、どの辺まで耐震化が行って、例えば、こういう第5次なり、あるいはその単独なり含めるとどこまで到達するのかなというその辺の捉え方だけ教えてください。

○志賀委員長 佐藤水道部工務課長。

○佐藤水道部工務課長 今申しました延長を、相当長い延長がございます。なかなかこれだけでは全体をやっていくというのは難しいという形で捉えております。ですので、水道部といたしましては、そのうちの重要路線というのを定めております。浄水場から配水池、配水池から各重要なポイントまでという部分の耐震化という部分をまずは進めようという形でございます。これにつきましては、当初、平成20年度末で31%でございました。こちらのほうを30年度末までに56%となっております。さらに、こちらのほうの耐震化を進めていくというふうな形でございます。

以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう重要路線を中心というのは理解しました。

それで、先ほど、阿部委員から魚市場周辺のサインの関係の市民参加型、そのとおりだなと、私も思ったものですが、例えば、9月工事竣工で、8月工事着工かな。それで9月に竣工。そうすると10月にもう一つイベント、みなと塩竈ゆめ博があるので、例えば、そういうこととの整合性で、例えば、こういう新たな案内板なんかをもう少しPRというかな、うまく生かして塩竈のそういうふうな水産の一つの大事なツールといたしますか、そういう部分に生かせないのかなと思うんですが、その辺の発案はどうでしょうか。考え方。

○志賀委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 今、お話がありましたとおり、9月まで完成させたいという願いは、10月にゆめ博の期間に突入しまして、現在、業界のほうでも10月の、たしか6日の予定でどっと祭、こちらを仲卸市場と魚市場で共同開催しようじゃないかというような動きになっていきますので、実質的に、それが一つ大きなお披露目になるのかなというようには考えておるんですが、そういったときも地域の人、あるいは子供たちなんかも含めた、セレモニー的なものを開催する、あるいは、先ほど阿部委員よりお話があったように、その制作過程で子供たちにも一緒につくってもらおうといったような取り組みをまぜ合わせることで、より愛される道となるような、そういった仕掛けづくりなんかも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○志賀委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ご苦労さまです。それでは、私からも質疑をさせていただきたいと思います。

まず、議案第41号、これうちの山本議員が総括質疑をしてるんで、どうしても、これを関連で聞いておかなきゃいけないんで聞かせてください。淡々と答えてください。

1つは、まず、この議案の流れとしては、総務教育常任委員会で議案第56号「財産の取得について」ということで、まず、建物部分が議決案件だということ、この間、可決されました。それを受けて、受けたっていったらおかしいけど、それから、だから条例制定だとなるわけだから、それを受けて今回、産業建設常任委員会の所管として駐車場の、市営駐車場としての目的を明確にして、料金体系を明らかにしたということだと思うんですね。そこまでは理解するところです。別にこの料金体系どうのこうのとか聞くわけじゃないんですけども、1つは、一般会計、これ山本議員が総括質疑をやりましたよね。これ、一般会計側で、今回、あえて財産という形にしました。それで、その理由は、やっぱりこの条例を見る限りは、明らかに指定管理を募ることが目的だと思うんだけど、そのときに、11番の資料の30ページ、ここに直営の場合の試算ということで載っています。それでね、これでいくと令和7年度から地方債償還が700万、約800万から始まるよということだよ。それで、そのときに指定管理者を募って、収入も指定管理者のものになりますよといったときに、この地方債償還というのは、市税のただ持ち出しになっていくような気がするのね。今の、我が市の指定管理者制度の導入状況を見ていると、それとしか思えないわけ。これは、まだ時間がある話だと思うんだけど、やっぱりそういったところは、私ども、今これ、マリゲートの議案も載ってるんだけど、これも閉会中調査で、私どもが塩釜港開発株式会社の件を含めて、港湾施設の部分をやってきたんだけど、やはり今後、どう考えても人口が右肩下がりですよ、それから、個人市民税を納める生産年齢と言われる人口が特に減っていきますよ。となってくると税収が減ってくるんだよね。これ多分、財政課あたりなんかよくわかってるから、一生懸命、今、公共施設の再配置計画だ、なんだって、いろんなことやってたと思うんだけど、ただその一方で、こうやって支出だけがふえるけど、収入は上がらない仕組みのまんまでいくのか、財産として、しっかりそこは活用しながら、少なくともこの地方債償還部分については、何らかの形で収入として得ながら、事業として成り立たせるようにするのか、その辺の発想を持たないと、特別会計にしたらいいのか、一般会計のままでもいいのかという判断もつかないので、その辺のご説明をいただけたらと思います。

○志賀委員長 佐藤産業環境部長。

○佐藤産業環境部長 お答えをさせていただきます。

まず、今回、一般会計によって、この駐車場を運営するということにつきまして、もう一つの理由といたしましては、資料番号11の30ページをごらんいただきまして、収入のところに行政負担分というのを742万4,000円ほど計上させていただいてございます。先ほど、担当課長からもご説明を申し上げましたとおり、壺番館庁舎の窓口を利用した方々は1時間、図書館及び子育て支援室を利用した方は3時間までの無料ということで、これを拡大をするということに記載させていただきました。住民サービスの拡大という部分でございます。旧公共駐車場と比べますと、利用者というのが拡大してございます。当時は、壺番館庁舎には福祉事務所、それから図書館等はございましたが、現在は、それに加えて建設部、産業環境部並びに教育委員会の事務部というところも、そこに集約されてございますので、壺番館を利用される方の人数というのは拡大しているかと存じます。それに加え、先ほどの子育て支援室、それから、新しい保育所、そういったところも再開発の区域に出てくるということで、そういったところの行政サービス部分を、今回は、より拡大させましょうということで考えております。そうしますと、行政負担の部分ということで、一般会計で支えていくというのが一つ大きくなっていくのかということで、そういったものが一つの理由になります。

それから、ご質疑にございました起債の償還の部分の財源ということでございますが、今回、資料としてお示しさせていただきましたのは、あくまでも直営の部分ということで、直営でやった場合ということで、旧公共駐車場の時代の支出の部分等を参考にさせていただきながら組み立てさせていただいたということです。

私どもとしましては、この起債の償還分というものの、財源というのは非常に大切だなというふうに考えてございます。まだ、これは指定管理を明確にする、しないということも、今後、指定管理でも協議を重ねていくところでございますが、場合によって、指定管理に出した場合には、例えば、利用料金収入制でやった場合には、指定管理者から一定程度のご負担を売り上げから頂戴するというような仕組みも組み立てられるということでは伺っておりますので、そういったところを慎重に検討させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○志賀委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今までのように指定管理者制度が、ある団体の育成支援のためというところから、

もう時代は変わっていつていますので、そこの視点で、私はこれを聞いています。ですから、その辺が、どこが指定管理者制度の協議をなさるのかはわかりませんが、やはり逆有償型の、もう既に時代になっています。そのときには、具体的にどう、ここが収益を上げられるかということがよく理解をしてないと、これはマリンゲートを含めてですけれども、理解をしてないと、そういう発想にも立たないので、その辺は十分注意されてやっていただきたいと思うんです。

今、行政負担分は地域の商業振興を含めて、壺番館、あの中の利用促進、こういったことも含めて、行政負担がふえていく、ふやしていくという話だったんだけど、その辺について1点お聞きしたいのは、商工港湾課長いたよな。あのさ、今、どうも商店会とか商店街、商店の人たちが、市の施策を一生懸命、応援するために、それぞれ団体をつくって、いろいろお祭りやったり、まちづくり参画したりしてんだけれども、その方々から、最近言われるのはさ、資金が枯渇してきているというんだ、その団体の。要は、活動資金というやつで、それが次から次へと補助金なんか、ずっと確保していくといいんだろうけど、それ市役所の職員団体が応援したから、それで何とかなっぺではなくて、そこのところをやっぱり、一定程度、ビジネスの手法で持続可能な形に育成をするという産業振興としての視点を持たないと、この駐車場だって利用する人がいなくなるわけ。マンションの人以外。壺番館に来た行政に用事のある人以外にはさ。そんな感じになってしまうから、にぎわいを創出をしなきゃいけないんだから、こうやって駐車場を利用してもらった人にさ。

○志賀委員長 伊藤委員。言葉遣い、ちょっと気をつけてください。

○伊藤委員 ありがとうございます。すいません。だから、その辺のところをしっかりとさ、やってほしいと思うわけよ。僕も言葉遣い気をつけるんです。指摘がないように頑張るから、お願いします。だから、その辺をちょっと商工観光の部分、やっぱり駐車場を含めてさ、これから、そういう商工観光の部分の振興を、この駐車場も含めて、それから、これは再開発事業に絡んでの話なので、そういったことを本気になってやる時代になっていかないと、全てがうまく回らなくなってくる。それを手伝う人もいなくなってくる。ここが最大の塩竈市のにぎわい創出のときには、不足する部分になってくるので、その辺のところは、十分気をつけてやっていただきますようによろしくお願いをしたいと思います。応援するからさ、よろしくお願いいたします。

次、聞きたいんだけど、さっき議案第46号の関連で、魚市場周辺案内サイン整備事業、阿部

委員と伊勢委員からお話がありました。そのとおりです。だから、僕もそれ聞こうと思ったの。どこからこれ起案した話なのと。ただ復興関係の予算が使いたくて、やっただけの話になっちゃうよと思ったので、そこのところでね、やっぱりこういう資料を出すときには、もうちょっとこの案内板一つにしても、イメージとして、ただ地図が載ってる案内板の写真だよ。今、見せられるのは。だから、それで何を発信したいのか、私たちはこれを見て、何を理解したらいいのかっていうのが全くわからないわけさ。それを魚市場の入り口と仲卸市場の入り口のところにやるよという話であって。だから、そういう目的を明確にして、そのためにどういう、誰に対して発信をするのかということがわかるようなしっかりした資料をつくっていただかないと、ただもう予算を何とか使い切らなきゃいけない。あと2年やそこらで使い切らなきゃいけないという話だけになりかねないので、その辺はもうちょっと、お忙しいでしょうけれども、しっかりとやっていただけるように、そうしないと、僕らが予算を認めるという話にしても、何のために認めたのっていう話になるよね。後ででき上がったら、何であんなの議会で認めんの、やって言われるのは私たちの話になっちゃうので、ひとつその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、資料No.11の99ページの市町村海岸漂着物、科目で言うと、歳出が第7款第1項第5目、歳入は第15款第2項第3目の部分です。これね、去年も、たしか予算化されて、そのときは、日本海側の漂着物の関係の動きでできたんだという話からいったんだけど、その後、今回、国際会議が行われました。G20がらみだっけ。そのときに、マイクロプラスチックの話題というのが、国際的に、みんなで何とかしようとなりましたよね。で、これはやっぱり塩竈市は、基幹産業が水産業であり、水産加工業である以上は、魚類というものの資源枯渇が一番困るんだと思うんです。そのときに、そういうマイクロプラスチックというものの魚類に対する影響が、今出てきているんじゃないかと。それで資源が減少ぎみになっているんじゃないかという言われ方もしています。そして、国際的にも何とかしようってなったんで、できれば、今回は、たしかポスターとか掲示板か何かつくるだけだよ。やっぱりそういった映像を、写真をうまく活用してき、やっぱりそういうところにも、しっかり啓発していくことが必要だと思いますので、その辺のところは、ちょっと説明になかったものですから、せっかく国際的な動き、特にこの特三漁港である塩釜漁港というのは、海外も含めて、多様な魚種が集まらなければいけない漁港であるところなんで、そういう誇りを持って、13港しかないところですから、やっぱりそういう関連のところには、そういう啓発活動とい

うのは、しっかりやっていかなきゃいけないんだと思いますんで、その辺をお願いをしたい
と思います。

以上です。

○志賀委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時24分 休憩

午後0時24分 再開

○阿部副委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。志賀委員。

○志賀委員 私は、資料No.11の30ページの駐車場のことでちょっとお聞きしたいんですが、この
駐車場建設に当たって、周辺地域の駐車場状況等の調査というのは、綿密に行われてきたの
かどうか、ちょっと確認したいと思います。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 今回、駐車場の利用状況等を調査する際に、周辺300メー
トルの時間貸し及び月極駐車場につきまして、利用状況等を調査させていただきました。例えば、
平日・休日別の平均の駐車率とか最大入庫台数、こちらにつきまして調査をさせていただ
いております。

以上でございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 周辺の駐車場は何カ所あって、例えば、月極の駐車場が何台あって、現在、そこが
何台埋まっていたとか、そしてこれだけあきがあってとか、だから、新しくつくる駐車場に
はこれだけの台数の要望を出しますよとかいうことがないと、ただ1万円で63台で入ります
よと、本当にそうなのというふうに思ってしまうわけですよ。先ほど、商工港湾課長が7,500
円ぐらいというお話、民間はということだけれども、3つあっても、それぞれみんな料金が
月極は違っているわけです。だから、そういうところを認識した上で、高橋課長が話をされ
ているのか、話をしていないのか、非常に疑問を感じる場所なんですね。

それで、結局、今回、いろんな積算表が出てきたわけですがけれども、平均1時間、39台の
2.7回転、この根拠は何なのかとか、休日の1.5時間、55台の1.4回転、この根拠は何なのかと
いうのが、時間管理は、前の仮設の駐車場で出入りしている人がいるわけですから、そうい

ったところから、当然、そういった数字をきちんと示した上で、こういう数字があるのでこういうふうに見込みますよというのであれば、納得のしようがあるんですが、この収支計画表だけをつくるための、ただ合わせた数字だけのことなのかもしれないし、そういうちゃんとした、ぱっと見て、我々が信頼できるような数字の提示の仕方というのがあると思うんですよ。

それで、私は、この計画が出たときから、この収支表はどうなんだということをずっと言い続けたわけですが、この段になって、やっとこれが出てきたと。ところが、何かこう見た感じ、ちょっと信頼性にちょっと一つ欠けるなど。じゃあ、我々議員は、何を見て賛成すればいいんだと。本来であれば、この計画が出た時点でこの数字を出して、こういうことなんだと、採算はきっちり合うのでつくらせてほしいというのが、私は提案の仕方だと思うんですよ。

ところが、最初から駐車場、マンションの業者が駐車場が欲しいというからつくりますと。それで足りない分は、市から、一般会計から繰り入れますと。それはないでしょうというふうに思うわけですが、実際に、この平均1時間、平日の39台の2.7回転というのは、どういう根拠で積算されたのか教えてください。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、周辺駐車場の調査をしたということですが、半径300メートル以内には、時間貸しの駐車場が12カ所あったということでございます。

もう一つが、今後、2番地区に商業施設等が建てられるということで、2番地区の需要増加、そういうものも、例えば、予定変更建設等から増加台数等を算出したということになります。

もう一つが……（「ちょっと待って」の声あり）

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の質問に教えてください。私は39台の2.7回転の根拠を聞いているんですよ。聞かれた質問に教えてください。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 まず、そういうものを含めた算出によって、ピーク時での平日で39台ということになるんですけれども、計算方法がなかなかちょっと難しいものでして、済みません、国土交通省がつくっております発生・集中交通量の算定というもので、店舗面積等から算出をいたした自動車の発生・集中交通量と店舗面積を掛けたもので39台というこ

とで算出したということでございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 周辺に12カ所の時間貸し駐車場があるわけですね。そしたら、その時間貸しの駐車場をやっているところに、どの程度の利用頻度なのかを聞いて、そういうところから割り出すと。そんな国土交通省が出したもので割り出したって、実際と余りかけ離れているのではないですか、塩竈市の場合は。そこからやっぱりおかしいと思いますよ。

それと、J Rの駐車場がありますね。J Rの駐車場、月極のやつが幾らかご存じですか。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 J Rの駐車場につきましては、調査いたしまして、9,720円の月極ということございました。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 私も電話して聞きました。今、おっしゃるとおりです。消費税を入れてね、だから消費税抜きで9,000円です。そこから比べると、1万円というのはそんなに高くないのかなとも思いました。Yさんの山の上のところは6,000円です。そこが実際問題は、半分ぐらいしか埋まっていない感じですから、そうすると、そこに月4,000円違うからというので流れる可能性もあります。あと、下のほうの駐車場も結構あいているようですから、そこにも流れる可能性があります。そうすると、63台というのは、本当に達成可能な数字なのかどうか心配するわけですよ。そんなことを一応調べるわけね、我々でもね。そういうことをきちんと積み上げた上で、そういうデータをきっちり我々に示していただいて、こういう数字になりましたというところを伝えていただかないと、ただ来たから反対、賛成ではないんですよ。やはり、つくる以上は、赤字になったら、また一般会計から繰り越しになっていくと。ただでも財源がない、財源がない、苦しいと言っているまちが、また苦しい立場に追い込まれていくということを我々としては見過ごしてはいけないなというところで、細かく聞いているわけですけども。

それで、その辺の63台というのは絶対に確信的なものなんですか。それとも、ただ、一応63台だから、63戸あるから63台というふうな話なのか。マンションもまだほとんど売れていないみたいだから、まだ何とも言えないんでしょうけれども。マンションの販売業者とその辺を確認してやっついていかないと、なかなか難しいと思うんですよ。どうなんですか。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 63台というものは、マンションの63戸分を1世帯1台ということで確保していくということで63台となったところでございます。マンションの売れ行き状況というものもありますけれども、市としましては63台を、例えば、マンションの管理組合等をお願いしていきながら、63台の確保というものをこれからもお願いしていくところでございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員長 結局、お願いしたって、相手が聞き入れなければ、あきが出るわけだよね。前の市営駐車場も結局赤字で、市の職員さんたちが無理くり利用させられて駐車料金を払ったというふうにも聞いています。だから、そうならないように願っているわけですね。

それと、この委託料の680万円というのは、無人の駐車場なのに、何でこんなに委託料がかかるのかなと、ちょっと不思議に思ったんですよ。どういう料金を見込んで680万円というものを算出しているのか教えてください。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 こちらにつきましては、旧公共駐車場を参考にさせていただいた、直営の場合の管理委託料ということになりまして、大きなものは施設管理委託料、前回の公共駐車場ですと管理人さんがいたということでございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 管理料というのは、どういう管理をするのに管理料なのかということを知っています。結局、人がいて何かを管理しているのか。だって、無人の駐車場でしょう。今、カードで幾らでもそういうことが管理できるわけですよ、出し入れは。だとしたら、駐車料金の管理だけで、こんな680万円もお金がかかるのかなと。ちょこちょこっと1時間2時間、お金を出し入れするだけですよね。お金の出し入れもないよね、多分ね。時間貸しの場合は。そういうところが何の管理費なのかということを知りたいんですよ。先ほど、伊藤委員が言ったように、指定管理者を一応考えているからその分なんだとか。それにしても、無人の機械を管理する会社が無償で頼んでいるので、その償却費なんですとかということだったら、それはそれで、そういう話になろうかと思えますけれども、その形態をしっかりと我々が理解できるように話をしていただけませんか。

○阿部副委員長 高橋商工港湾課長。

○高橋産業環境部商工港湾課長 先ほども言いましたけれども、施設のこの委託費につきまして

は、旧公共駐車場を参考にさせていただきました。

今度できる駐車場につきましては、指定管理も含めて、管理人を置くかどうかというのこれから検討していく課題であるというふうに考えておきまして、いずれにしても、例えば、緊急時にすぐ駆けつけられるような体制であるとか、そういうものが一番だと思っておりますので、そこにつきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 話を聞くと、何もかも決まっていな感じですよ。それで賛成か反対かと求められても賛成しようがないのかなと思ってしまうわけですけども、旧駐車場はシルバー人材センターさんなのかな、たしか。シルバー人材センターに頼んだ後、商業協同組合に移管したんですよ。商業協同組合の人がそこにいてやっていたと。それと無人のあれと全く違うのに、何でその管理費を参考にして積算するのだろうか。根本から間違っているのではないのかなと思うんですよ。こういうことを聞いていかないとわからないわけでしょう、こうやってね。聞いていくと、何か次から次へと矛盾点が出てくるわけですよ。だから、こういうものをどういう根拠で出したのかという積算の根拠がはっきり示されていかないと、我々としては賛成、反対もできません。ただ出したんだから賛成しろという話なんですか。そこをお聞きしたいんです。

○阿部副委員長 内形副市長。

○内形副市長 志賀委員にお答えします。

この資料No.11の30ページに記載しておりますとおり、年間収支計画につきましては、直営の場合の試算ということで、試算させていただいております。したがって、支出につきましては、担当課長が申しあげましたとおり、委託料等につきましては、直営でやったときの収支ということで計上させていただいております。

いずれにしても、実際、この年間収支、実際、この運営するに当たりましては、年度の予算を計上してまいりますので、しっかりとした年間予算につきましては、予算特別委員会なり、所管の常任委員会でしっかりと協議させていただきたいと思っております。あくまでも試算でございます。

以上であります。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 民間企業なら潰れますよ、完全に。こんなでたらめな試算で、先に建物を建てたや

つだったら。笑っている場合じゃないですよ、市長。誰も責任をとらないわけでしょう、これも。だから、そこをしっかりとやってくださいと言ってたんですよ。本来であれば、さっき言ったように、こういう試算表は、駐車場を計画したときに出すべきですよ。しっかりとしたもの。それだけ申し上げます。

それとあと、議案第46号について、マグロの魚影のデザインについて、ちょっと要望があります。東塩釜駅でこの前見せていただきました。上から見た図、横から見た図。背びれは、クジラじゃないんだから、上から見たら平らになりませんよね。そういうものを子供さんが見て、魚ってこうなのかなと思ったらとんでもないことになりますよと。ちゃんと、もうちょっとリアルな形のもを表示しないといけないんじゃないかなと思うんです。先ほどの話だと、また同じデザインでやるような話もちらっとあったものですから、一つそこを心配していますので、もうちょっと魚というものを、現実に近い形で表現していただきたいと思います。魚のまちですから。よそから来た人たちに笑われないようにお願いします。それは検討する余地はあるんでしょうか。

○阿部副委員長 草野水産振興課長。

○草野産業環境部水産振興課長 ご指摘のとおり、マグロを扱う市場の目の前の道路という形になりますので、品質といいますか、クオリティーには配慮していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、先ほど、剥がれるか剥がれないのかの質疑の中で、不確定な回答がありましたよね。だからそこを、やはり、あれ何でできているのか知りませんが、例えば、フィルム上のものであれば、必ず太陽光の紫外線で劣化するわけですよ。そうすると、五、六年たつとぼろぼろになっていくわけですよ。だから、そういうものが、今度は道の上ののっかっていると、果たして観光地としてどうなのかなということもありますので、できれば白線を引く、ラインのような形のもので、しっかりしたもので施工するというのも、検討材料ではないのかなと思いますので、そこのところも一応検討してみてください。

それとあと、浦戸諸島海岸清掃事業ですね。資料No.11の99ページ。ここを清掃作業するというので、大変ご苦労さんなことだなというふうに思っております。ただ、日本海だと漂着物が朝鮮半島からいっぱい来ているんだと。じゃあ浦戸は、漂着物がどこから来ているんだ

ろうと。考えたことはありますか。

○阿部副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 考えというか、実際に、昨年回収したものとかをちょっと見たんですけれども、やはり、ハングルの文字が書いてあるものも一部ありました。プラスチックとかでもありましたけれども、あと恐らく、漁業とかで使って、もう老朽化して壊れたものというんですか、竹だったり、浮きだったり、そういったものの壊れたものとかが流れてきているというのが多かったように見えました。

以上です。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういった発生源を考えて、せっかくポスターをつくるわけですから、そういう発生源の方々にそういったポスターを配って張っていただくというようなことをしていかないと、なかなか啓発活動は届かないのではないかなと。せっかくお金を使うわけですから。

あと、我々、漁業に従事していて、問屋をやっていて、外来船を扱っているわけですね。そうすると、前は、よく船の人たちがここから出ていくときに、湾にごみをばんばんばんばん、ダンボールから何から捨てていく光景を目の当たりにしているわけです。ですから、そういうことを考えたときに、入港船各船にそういったポスターを配って、ごみの投棄を自粛願いますというふうなことを、環境保全のために、やはりそういうことを一つ一つやっていくことが海洋汚染の防止につながっていくと思いますので、せっかくやるんですから、ぜひそこまで徹底してやっていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○阿部副委員長 吉岡観光交流課長。

○吉岡産業環境部観光交流課長 私ども観光部署のほかに、あとは水産関係とか関連する部署と、あと業界の方と相談しながら、その辺を検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○阿部副委員長 志賀委員。

○志賀委員 観光交流課の方々には、本当にボランティア的なことではいっぱいいろいろなことをやっていただいているんですから、せっかくですから、それが実を結ぶように頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○阿部副委員長 暫時休憩します。

午後0時45分 休憩

午後0時46分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時46分 休憩

午後0時47分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号及び第42号、第46号及び第47号、第49号、第57号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志賀委員長 挙手全員であります。

よって議案第41号及び第42号、第46号及び第47号、第49号、第57号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時48分 休憩

午後1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査についてを議題といたします。

去る令和元年6月3日開催の本委員会におきまして、所管事務調査報告案について、各委員から追加修正の案がありましたら、6月7日金曜日正午まで議会事務局へ提出していただき、本日開催の本委員会最終確認を行い、6月定例会最終日に委員長報告を行うこととしてお

りました。なお、期日までに各委員から追加修正の案の提出がございませんでした。各委員からご意見等がありましたらご発言願います。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後1時00分 休憩

午後1時02分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければお諮りいたします。

お手元にご配付の所管事務調査報告書の内容のとおり決定し、会議規則第107条の規定により、当職から議長へ提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

所管事務調査の結果について、本会議に報告することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告案については、正副委員長に一任いただくことでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで、委員長報告については、各委員の方々から、一応読んでいただいて、希望の文言があれば事務局のほうに連絡いただくということにより、よろしくお願いしたいと思います。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時03分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志 賀 勝 利

産業建設常任委員会 副委員長 阿 部 眞 喜